

町田市政の動きと生涯学習関連施設の今後

2017.04.27 守谷

1. 今後の自治体経営への影響要因

(1) 人口減少と進行する高齢化

→生産年齢人口の減少（歳入の低減）

→社会保障費の増加（歳出の増加）

町田の人口は、2020年をピークに減少に転じる見通し。また、高齢化率は1990年8.2%→2030

年28.6%（2015年世界第1位は日本26.34%、第2位イタリア22.40%、第3位ギリシア21.39%）

(2) インフラの老朽化

→高度経済成長期に造られた施設等の老朽化による維持更新費用の増大（歳出の増加）

2014年までの市内の公共施設の維持更新費用67億円／年。2030年までの17年間には現有施

設だけで1,139億円必要。ただし、実際には学校施設の更新などで2,164億円が見込まれ1,025億円の不足。

2. 町田市の対応（基本計画等）

○「まちだ未来づくりプラン」（2011年12月公表）

・位置づけ：何を目標にまちづくりを進めていくかを示す町田市の基本構想

・計画期間：2012年度から2021年度までの10年間

・構成：「未来づくりプロジェクト」（5項目）、「まちづくりの基本目標」（4つの基本目標→14の基本政策→38の政策→95の施策）、「行政経営基本方針」から成る。

・関係項目：基本目標I「将来を担う人が育つまちをつくる」

 基本政策3「生涯にわたって学び、成長できるまちをつくる」

 政 策2「生涯にわたって学べる環境を作る」

 施策1「生涯学習拠点の充実」

 施策2「生涯学習機会の充実」

 施策3「学習成果を発揮する機会の充実」

 基本目標III「賑わいのあるまちをつくる」

 基本政策2「文化芸術活動やスポーツが盛んなまちをつくる」

 政 策1「誰もが文化芸術に親しめる環境をつくる」

 施策1「文化芸術活動の振興」

 施策2「良質な文化芸術にふれる機会や場の提供」

 施策3「伝統芸能や文化財、遺跡・史跡等の保存と活用の推進」

 施策4「文化人やアーティストの支援」

○「町田市新5ヶ年計画（2012年度～2016年度）」（2011年12月公表）

- ・位置づけ：「まちだ未来づくりプラン」で示した方向性を具体化するための 5 ヶ年の実行計画
- ・計画期間：2012 年度から 2016 年度までの 5 年間
- ・構 成：4 つの「まちづくり基本目標」→14 の「基本政策」→88 の「重点事業」+「行政経営

基本方針」に基づく 15 の改革プラン

- ・関係項目：基本目標 I 「将来を担う人が育つまちをつくる」

基本政策 3 「生涯にわたって学び、成長できるまちをつくる」

政 策 2 「生涯にわたって学べる環境を作る」

重点事業 1 「生涯学習拠点の整備」(図書館数 6 館→8 館)

基本目標 III 「賑わいのあるまちをつくる」

基本政策 2 「文化芸術活動やスポーツが盛んなまちをつくる」

政 策 1 「誰もが文化芸術に親しめる環境をつくる」

重点事業 1 「文化芸術活動の促進・支援」(鶴川緑の交流館ホール・会議室の

利

用者数)

館

整備)

展

覽会観覧者数)

重点事業 4 「市内文化財の保存と活用の推進」(高ヶ坂遺跡公園整備)

- 「まちだニューパラダイム 2030 年に向けた町田の転換」(2015 年 3 月公表 町田市
未来づくり研究所)

- ・位置づけ：社会経済情勢の変化に伴い、市が直面する課題に関する調査及び研究を行うために、
町田市が 2013 年 4 月に政策経営部企画政策課内に設置した研究組織による提言。

- ・内 容：従来の考え方からの転換（「まちだニューパラダイム」の提示）

(1) 「SMART PUBLIC—新しい公共サービスのカタチ」

提言 1 「公共施設は 4 つの核に集約し、よりサービスレベルを上げる」

「公共施設を他の施設と統合するなどを削減したうえで、都市核（町田駅周辺）、副次核（鶴川・南町田・多摩境の各駅周辺）に施設を集約する。また、その際民間のノウハウを活用してサービスレベルを上げる。」

提言 2 「4 つの核への重点投資」

「行政の資源を集中的に 4 つの核へ投資し、民間投資も呼び込んで町田を牽引する拠点とする。」

提言 3 「4 つの核への公共交通を強化する」

「市内どこからでも 4 つの核への 15 分以内のアクセスを確保する。」

提言4 「公共サービスはふさわしい価格で提供する」

「真に必要とされているサービス量（実需）を上回る需要が生じる場合がある。・・・サービス価格を値上げしてもより多くの市民がサービスを受けられるようにするなど、実需に応じたふさわしい価格設定が必要である。」

提言5 「公共サービスは民間事業者や市民団体等も提供する」

「民間事業者や市民の創意工夫、柔軟な発想を生かしたサービスを提供」

提言6 「公共サービスの財源は、そのサービスの中で調達する」

「公有財産管理から公有財産活用への発想の転換」「税金に頼らないサービス提供の仕組みの模索」

(2) 「GREEN×PLAZA－人が交流するまちへ」

提言1 「町田初の事業やカルチャーが生まれる出会いと交流の場を創出する」

「4つの核にたくさんの才能や技術が出会う場を様々な形で創る」「創造の PLAZA」

提言2 「自分達の生活を豊かにするための活動や取組みを展開する」

「暮らしに身近な場所での活動や取組みを展開する」「暮らしの PLAZA」

○ 「町田市公共施設総合管理計画（基本計画）」（2016年3月公表）

・策定の背景：

全国的な公共施設の老朽化対策のため、地方公共団体が所有するすべての公共施設等を対象に、地域の実情に応じて総合的かつ計画的に管理する計画を策定することを、2014年に総務省が全国の自治体に要請した。これに基づき町田市では、「公共施設等総合管理計画（基本計画）」を策定し昨年3月に公表。

・内 容：

(1) 維持更新費の増大への対応のための基本方針

- ①施設総量の圧縮（施設の集約、複合化・多機能化）
- ②ライフサイクルコストの縮減（維持管理費用の削減、施設の長寿命化）
- ③官民連携によるサービスの向上（市民・地域連携、PPP/PFI の導入、他自治体との連携）、
- ④既存資源の有効活用（市有財産の戦略的活用、人の交流や公益サービスを創出する場づくりへの支援）

(2) 施設機能ごとの方向性

- ①文化・観光施設（文学館、博物館、版画美術館、民権資料館等）⇒「サービス内容の検証、総量適正化・集約、ソフト化、周辺施設との連携、PPP/PFI の導入、民間移譲・民営化」
- ②社会教育施設（図書館、生涯学習センター）⇒「サービス内容の検証、総量適正化・集約、多機能化、PPP/PFI の導入、民間委託」

○「町田市 5 ケ年計画 17-21」(2017 年 2 月 17 日に HP 上で公開)

- ・位置づけ：「新 5 ケ年計画」の終了に伴い、2015 年度から「次期 5 カ年計画」の策定に着手
- ・計画期間：2017 年度～2021 年度までの 5 年間
- ・構成：原則として前期計画と同様→103 の「重点事業」+「行政経営基本方針」に基づく

11

の改革項目と 49 の具体的取組

- ・関係項目：基本目標Ⅲ「賑わいのあるまちをつくる」

基本政策 2 「文化芸術活動やスポーツが盛んなまちをつくる」

政 策 1 「誰もが文化芸術に親しめる環境をつくる」

重点事業 1 「オリンピック・パラリンピック文化プログラムの推進」(文化ブ

ロ

グラムの実施回数 150 回・45 百万円)

重点事業 2 「文化芸術の拠点施設の整備」(文化芸術ホール基本構想策定着手・

11 百万円／(仮称) 国際工芸美術館工事着手・1,758 百万円)

重点事業 3 「文化芸術作品の鑑賞機会の充実」(版画美術館展覧会観覧者・入館者数増・201 百万円)

重点事業 4 「芹が谷公園芸術の森整備」(第 1 期整備・633 百万円)

重点事業 5 「市内文化財の保存と活用の推進」(高ヶ坂遺跡公園整備・121
百万
円)

*上記 5 事業費の合計は 2,758 百万円。ちなみにスポーツ関連は 6 事業で合計 8,459 百万円。

さらに本計画には、「行政経営改革プラン」として 49 の取組項目が示されているが、その「基本方針 2：市民の期待にこたえられるよう、市役所の能力を高める」、「改革項目 2-4：管理・運営形態の多様化」において、前期計画には示されていなかった「自由民権資料館のあり方及び管理運営手法の見直しの検討」、「文学館のあり方及び管理運営手法の見直しの検討」、「図書館の管理運営手法の見直しの検討」「生涯学習センターのあり方及び管理運営手法の見直しの検討」が初めて明記された。

○「町田市公共施設等総合管理計画（実行計画）」(2017 年度中に策定予定)

先の「町田市公共施設総合管理計画（基本計画）」を踏まえ、現在、2015 年度から 2055 年度の 40 年間（短期：2018 年度～26 年度、中期：27 年度～36 年度、長期：37 年度～55 年度）を視野に入れた「(仮称) 町田市公共施設等総合管理計画（実行計画）」を策定中。

★基本的な考え方：

①原則として施設（建物）とサービス・機能は切り離して整理する。

②そのうえで、すべての施設を今後も継続して維持する施設（建物）とそれ以外に分けて、そ

れ

ぞれに対応した再編の基本的な考え方を定める。

③「今後も継続して維持する施設（建物）」⇒多様なサービスや活動の拠点とするためにふさわ

しい立地、建物規模、敷地面積があること等の視点で選び、改修や建替えのタイミングで複

合

化・多機能化し、多様なサービス・活動拠点とする。

④③以外の施設（建物）は、維持すべきサービス・機能を整理し、「維持する施設」の改修や建

替

えのタイミングで機能移転・集約を図る。移転後の土地・建物は賃貸・売却する。それまで

の

期間は最低限の修繕のみを行う。

⑤「維持すべきサービス・機能」の4つの視点

a. 行政関与の必要性（法的義務の有無、命・生活への直結サービスか否か）

b. 設置目的との整合性（目的・意義が低下していないか、サービスや利用実態が見合って

い

るか）

c. 利用状況の妥当性（稼働率や利用者数、利用頻度、受益者負担は妥当か）

d. 代替性の有無（類似機能が民間等で提供されていないか、民営の可能せいはないか）